

第 216 回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第 216 期 (2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

ユニチカ株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会が、定款及び社内規程に基づき、当社及びグループ会社の経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員（以下総称して「役員」という。）の職務の執行を監督する。また、取締役会の監督機能の強化のため、2名以上の社外取締役を選任する。
- (2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進について当社及びグループ会社を総括する。
- (3) 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するために、具体的な基本方針・行動基準を「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」に定める。また、これらの内容を経営トップが率先して社内に周知徹底する。
- (4) 当社及びグループ会社における法令・定款・社会規範等に違反する行為について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を法務コンプライアンス部及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
- (5) 当社及びグループ会社における業務執行の状況を監査するために監査室を置く。
- (6) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (7) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応を取る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに情報の改ざん、漏えいを防止する措置を講ずる。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社の事業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対応する。
- (2) 当社及びグループ会社の事業活動において重大な経営リスクが発生した場合、リスクマネジメント委員会を開催し、対応方針を決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」「関係会社管理規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。また、取締役会にて決定される重要案件は、経営会議で事前審議を実施し、迅速化、効率化を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の事業内容に応じて属する当社の事業部又は部室を決定し、その事業部又は部室が当該グループ会社を管理するとともに、当社で定めた役員を派遣し、グループ各社の取締役及び使用人の業務執行について監督する。
- (2) グループ会社が当社に報告すべき事項を「関係会社管理規程」に定めるほか、業績や財務状況については、グループ会社の属する当社の事業部又は部室が毎月モニタリングするなど定期的に報告を求める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
使用人（以下監査役スタッフ）を置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、その評価及び異動については、会社が監査役と事前に協議を行う。
7. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社の役員は、重要な会議などを通じて監査役に業務執行状況の報告をする。
 - (2) 当社及びグループ会社の役員及び使用人は、損害を及ぼすおそれのある事実や、法令・定款・社会規範などに反する行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
 - (3) 報告を受けた監査役は、当該報告があった旨を法務コンプライアンス部に通知する。法務コンプライアンス部は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取り扱いをしないように通知する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げるものがないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経理処理手続きに従い、適正に処理する。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役、会計監査人及び監査室は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
 - (2) 監査役は、取締役会、重要な会議に出席する。
 - (3) 監査役と代表取締役は、定期的に情報と意見を交換する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに関する取り組み
 - ・コンプライアンス委員会は、当社グループにおける内部通報制度の運用状況やコンプライアンス体制の執行状況のモニタリング等を行い、その活動結果を取締役会及び監査役に報告しました。
 - ・コンプライアンスに関して第三者からの意見を取り入れるため、顧問弁護士ではない弁護士 2 名に当社コンプライアンス委員に就任いただいています。忌憚ないご意見を述べていただくことで、コンプライアンス体制の強化を図っています。
 - ・コンプライアンス委員会の委員である弁護士に委員会開催の都度、講演いただき、委員の知識・意識の向上に努め、全社のコンプライアンス推進につなげています。（2025 年度 2 回実施）
 - ・「ユニチカグループ企業行動憲章」及び当社グループの全役員・従業員に配付している「ユニチカグループ行動基準」を昇格者研修や部署ごとで読み合わせするなどの様々な方法で周知徹底を図っています。
 - ・コンプライアンス意識向上を目指し、役員研修、新入社員研修及び新任管理職研修など各階層の昇格者研修において、コンプライアンス研修を実施しました。また、当社グループの全役員・従業員を対象とした e ラーニングの実施、CSR・コンプライアンス通信を発信するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めました。
 - ・コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報窓口担当者に対して、公益通報者保護法で定められている従事者教育を定期的実施しています。また、各事

業所に設置しているハラスメント相談窓口担当者に対する研修として、2025年度は公益通報者保護法の改正ポイントについて実施しました。

- ・内部監査部門は、入札参加部署に対して独占禁止法の遵守についての監査を実施し、管理状況の確認を行いました。
- ・当社グループでは、品質保証体制の向上のため、品質保証監査を実施しています。2025年度は主に取引先との契約の遵守状況、不適合品の管理状況、認証品/規格適合品の管理状況等、ルール整備と運用状況について確認を行いました。また品質保証部門の部門長や調達部門担当者を対象として、「調達品の品質管理の重要性」をテーマとした集合型研修（外部講師）を実施し、品質保証機能の向上に努めています。当社における品質保証に関する意思決定機関としては、社長を委員長とする品質保証委員会を設置しており、監査結果や懸念事項、教育状況等について報告・審議を行い、その会議内容は取締役会及び監査役に報告しました。

2. リスクマネジメントに関する取り組み

- ・各種規程の適正な運用に努め、取締役会のほか「経営会議」「経営連絡会」を設置し、重要案件の審議につき、慎重かつ効率的に行っています。
- ・リスクマネジメント委員会は、重要なリスクへの対応策の進捗状況及びリスクマネジメント体制の運用に関し、検討及び審議を行い、その結果を取締役会及び監査役に報告する体制を確保しています。
- ・防災（災害への備え）については、事業活動を行う上で安全・衛生の取り組みと等しく重要であり、中央防災対策委員会では、各事業所の防災活動、災害用備蓄品のリスト、南海トラフ巨大地震臨時情報、ユニチカ防災対策要綱などの周知に関する対応についてあらためて確認を実施し、防災に関する取り組みなどの情報交換を行い、安全意識の向上に努めました。
- ・2025年6月から施行された労働安全衛生法の改正に伴ない、高温下での作業中の定期的な水分や塩分の補給、作業前の体調チェック、緊急連絡網の整備、熱中症対策ウォッチの導入推進などを掲げた「熱中症予防に関するグループ指針」を策定し、安全衛生担当部署に周知しています。また、各所に配置されている安全衛生担当者が集まる管理者会議を年3回開催し、発生労災についての原因や予防対策の横展開や法改正動向などの情報共有、現場の安全パトロールなどを実施し、「労働災害に繋がる芽」を減らす活動を継続的に実施しています。
- ・当社グループが保有する情報資産の保護を目的として、情報セキュリティ対策を情報システム部にて実施しています。ユニチカグループのセキュリティリスク（サイバー攻撃への対処、個人情報の保護など）への対応に取り組み、その結果を取締役会及び監査役に報告しました。
- ・内部監査部門は、内部統制評価規程に則り全社統制及び業務プロセスの整備並びに運用状況の評価等を行うとともに、必要な指導を実施しました。

3. グループ会社に関する取り組み

- ・当社社長とグループ会社社長は、経営計画や経営指標等、またグループ会社の業績等の状況につき、適宜意見交換及び情報共有を行っています。
- ・グループ各社の重要事項は、関連会社管理規程に基づき、当社取締役会等に付議、報告されています。権限の見直しや項目追加により、きめ細かい管理を行っています。
- ・当社執行役員及び従業員がグループ会社役員、当社監査役がグループ会社監査役を兼務することにより、グループ会社のコンプライアンスの強化を図りました。
- ・内部監査部門は、内部監査規程に則りグループ会社の監査を実施し、監査結果を当社社長及び当社監査役に報告しました。

4. 監査役の職務執行に関する取り組み

- ・監査役スタッフ2名が、監査役の職務執行をサポートしています。
- ・当社各事業部及びグループ各社からヒアリングを行い、事業の状況、対処すべき課題に対する取り組み状況、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する情報を適時に収集しています。
- ・当社の取締役会や経営会議などの重要会議に出席するほか、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、業務執行会議に出席し、当社の重要課題に関する情報を適時に収集しています。
- ・四半期ごと又は必要に応じて取締役に対し、監査結果を報告するとともに、必要に応じて情報交換及び意見交換を行い、連携を強化しました。
- ・四半期ごと又は必要に応じて会計監査人、内部監査部門と情報を交換し、各監査の実効性・効率向上と監査環境の整備に努めました。

連結株主資本等変動計算書

〔 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	11,476	756	△ 57	12,275
当期変動額					
新株の発行	10,000	10,000			20,000
減資	△ 10,000	10,000			-
親会社株主に帰属する当期純利益			18,153		18,153
自己株式の取得				△ 0	△ 0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		370			370
土地再評価差額金の取崩			682		682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△ 0	20,371	18,836	△ 0	39,206
当期末残高	100	31,848	19,592	△ 58	51,482

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,167	△ 0	2,899	△ 2,781	2,008	3,292	664	16,233
当期変動額								
新株の発行								20,000
減資								-
親会社株主に帰属する当期純利益								18,153
自己株式の取得								△ 0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								370
土地再評価差額金の取崩								682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	159	0	△ 605	△ 808	263	△ 990	△ 404	△ 1,395
当期変動額合計	159	0	△ 605	△ 808	263	△ 990	△ 404	37,811
当期末残高	1,326	△ 0	2,293	△ 3,589	2,271	2,302	259	54,044

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結注記表中の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社(2026年3月31日現在)

主要な連結子会社の名称 P.T. EMBLEM ASIA

テラボウ(株)

ユニチカグラスファイバー(株)

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は新設1社、会社清算による減少1社、保有株式の譲渡による減少5社となります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 (株)赤穂ユニテックサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称等

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会社の名称 (株)赤穂ユニテックサービス

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 (株)アドール

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は11社であり、それぞれの決算日は次のとおりです。

12月31日…… P.T. EMBLEM ASIA 等 10社

2月28日…… UNITIKA (HONG KONG) LTD.

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の決算日現在の計算書類を使用し、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

②市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、一部の連結子会社は定額法)

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与（執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。）に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上しています。

事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として9年）の年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、主に製造又は卸売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品又は商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

なお、「収益認識会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の国内販売において、出荷時から当該製品または商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しています。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の事業部別及び国又は地域別に分解した金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	高分子 事業	機能資材 事業	繊維 事業	計	その他	合計
日本	39,314	25,192	20,824	85,330	-	85,330
アジア	14,840	5,596	6,684	27,121	-	27,121
その他	2,240	2,906	890	6,038	73	6,111
顧客との契約から生じる収益	56,395	33,695	28,399	118,490	73	118,563
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	56,395	33,695	28,399	118,490	73	118,563

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため記載を省略しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 95 百万円

繰延税金負債 8,492 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、その回収可能性を考慮して、評価性引当額を計上しています。評価性引当額を計上する際には、将来の課税所得を合理的に見積もっています。

繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りに依存するので、その見積額が減少した場合は、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	58,741	百万円
無形固定資産	804	百万円
投資その他の資産	59	百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、連結子会社については主に各社を1つのグルーピング単位としてグルーピングを行っています。また遊休資産については、個別にグルーピングを行っています。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化がある場合等に減損の兆候があるものとしています。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しています。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

商品及び製品	14,958	百万円
仕掛品	2,515	百万円
原材料及び貯蔵品	2,731	百万円

2. 担保資産及び担保付債務

有形固定資産	48,299	百万円
上記に対応する債務 (長期借入金・短期借入金)	37,459	百万円

棚卸資産	14,196	百万円
上記に対応する債務	-	百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	125,911	百万円
--	---------	-----

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号及び平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、この再評価差額（税金相当額控除後）を純資産の部に計上しています。

[当社]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

・再評価を行った年月日

2002 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,112 百万円

5. 偶発債務

(1) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他 3 社の計 5 社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他 2 社の計 3 社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を 2021 年 8 月 24 日に受領しました。その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短期間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償等（2,142 百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

なお、2024 年 1 月 15 日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった修補工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて 1,835 百万円に減縮する申立てを行って

います。
この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

(2) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他 3 社の計 5 社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を 2022 年 12 月 1 日に受領しました。その内容は、原告が請負人となっている下関港（新港地区）ケーソン製作工事外 1 件において当該高伸度防砂シートを使用していたところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等（60 百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の主な発生原因は、事業譲渡損（8,951百万円）、特別退職金（3,223百万円）、事業撤退損（1,092百万円）等です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	57,752,343株
C種種類株式	115,504,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当連結会計年度中に行った配当はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26 日定時株主総 会	C種種類株式	262	利益剰余金	2.27	2026年3月31 日	2026年6月29 日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「権限規程」等の内規に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は「権限規程」等の内規に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額826百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	47,700	47,700	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,949	15,949	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,292	2,292	—
資産計	65,941	65,941	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,279	9,279	—
(2) 短期借入金	12,966	12,966	—
(3) 長期借入金	41,726	41,732	5
負債計	63,973	63,978	5
デリバティブ取引(※)	(0)	(0)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示しています。合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,292	—	—	2,292
デリバティブ	—	(0)	—	(0)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金並びに短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	41,732	—	41,732

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間を加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	581円43銭
1株当たり当期純利益	310円33銭

(その他の注記)

(企業結合等関係)

(会社分割及び子会社株式の譲渡)

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 日本エステル株式会社のポリエステル重合事業及びフィラメント事業並びに当社のスパンボ
ンド不織布事業、産業繊維事業

事業の内容 各種繊維製品の製造・加工及び販売、化学製品の製造及び販売

②会社分割日

2025年12月30日

③会社分割の法的形式

当社を分割会社、ユニチカエステル株式会社を承継会社とする事業譲渡

④分割後企業の名称

ユニチカエステル株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

本会社分割は事業譲渡を目的として実施したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 子会社株式の譲渡

(1) 株式譲渡の概要

①株式譲渡の相手先の名称

セーレン株式会社

②株式譲渡した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 ユニチカエステル株式会社

事業の内容 各種繊維製品の製造・加工及び販売、化学製品の製造及び販売

③株式譲渡を行った主な理由

本件の当該譲渡対象事業は、これまで主に当社岡崎事業所、日本エステル株式会社にて生産を行い、当社の不織布事業部、産業繊維事業部、およびユニチカトレーディング株式会社にて事業運営を行ってまいりましたが、構造的なコスト高の状況、製品のコモディティ化等を背景に、ここ数年、収益の低迷が続いておりました。

今般、基本合意書を締結いたしましたセーレン株式会社から提示頂きました内容を慎重に精査し、同社の総合繊維業にて培われた事業力、技術力や事業運営上の各種ノウハウ等を当該譲渡対象事業の改善に活かして頂ける可能性や、同社およびグループ会社であるKBセーレン株式会社との事業シナジー効果、当該譲渡対象事業に関し雇用も含め全体での承継を前提とした内容であること、また承継に伴い供給網での混乱を最小限に収めることを期待し、総合的に勘案の上、同社への事業譲渡が最適との判断をいたしました。

④株式譲渡日

2026年1月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①譲渡損益の金額

特別損失（事業構造改善費用） 7,402 百万円

②譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 6,473 百万円

固定資産 8,829 百万円

その他の資産 0 百万円

資産合計 15,303 百万円

固定負債 101 百万円

負債合計 101 百万円

③会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却価額の差額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100	25	11,600	11,625	△5,294	△5,294	△56	6,374	
当期変動額									
新株の発行	10,000	10,000		10,000				20,000	
減資	△10,000		10,000	10,000				-	
準備金から剰余金への振替		△10,025	10,025	-				-	
当期純利益					6,619	6,619		6,619	
自己株式の取得							△0	△0	
土地再評価差額金の取崩					168	168		168	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	△0	△25	20,026	20,001	6,788	6,788	△0	26,788	
当期末残高	100	-	31,626	31,626	1,493	1,493	△56	33,163	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,167	△0	2,462	3,629	10,004
当期変動額					
新株の発行					20,000
減資					-
準備金から剰余金への振替					-
当期純利益					6,619
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					168
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	159	0	△168	△9	△9
当期変動額合計	159	0	△168	△9	26,778
当期末残高	1,326	△0	2,293	3,619	36,782

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

個別注記表中の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算出)

② 市場価格のない株式等・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

期間で均等に償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与 (執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。) に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る信託資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 (主として9年) の年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(4) 製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上しています。

(5) 事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

5. 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、主に製造又は卸売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品又は商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

なお、「収益認識会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の国内販売において、出荷時から当該製品または商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しています。

7. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 9,782 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「重要な会計上の見積りに関する注記」の1.(2)に記載した内容と同一です。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 47,906 百万円

無形固定資産 541 百万円

長期前払費用 38 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「重要な会計上の見積りに関する注記」の2.(2)に記載した内容と同一です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

建 物	3,410	百万円
機 械 及 び 装 置	5,262	
土 地	32,821	
その他の有形固定資産	1,448	
合 計	42,943	
上記に対応する債務	36,926	百万円

(注) 上記のほか、以下の子会社の有形固定資産が上記債務の担保に供されています。

ユニチカグラスファイバー(株)	3,507	百万円
商 品 及 び 製 品	12,042	百万円
仕 掛 品	1,785	
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	527	
合 計	14,355	
上記に対応する債務	—	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 90,288 百万円

3. 保証債務

当社は、下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っています。

P. T. EMBLEM ASIA	71	百万円
合 計	71	

4. 偶発債務

(1) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他2社の計3社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2021年8月24日に受領しました。その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短期間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償等（2,142百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

なお、2024年1月15日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった修補工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて1,835百万円に減縮する申立てを行っています。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

(2) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2022年12月1日に受領しました。その内容は、原告が請負人となっている下関港（新港地区）ケーソン製作工事外1件において当該高伸度防砂シートを使用していたところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等（60百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものです。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存です。

5. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	6,300 百万円
短期金銭債務	24,119 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	12,827 百万円
仕 入 高	16,390 百万円
営業取引以外の取引高	16,482 百万円

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の主な発生原因は、事業撤退に伴う特別退職金（2,746百万円）、事業譲渡損失（1,419百万円）、事業撤退損（871百万円）等です。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 98,495 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	1,850百万円
貸倒引当金	5,474
賞与引当金	256
退職給付引当金	3,289
事業構造改善引当金	274
繰越欠損金	9,588
その他	1,844
<hr/>	
繰延税金資産 小計	22,578
評価性引当額	△19,547
<hr/>	
繰延税金資産 合計	3,031
繰延税金負債	
退職給付信託	△333
土地	△4,871
その他	△7,609
<hr/>	
繰延税金負債 合計	△12,814
<hr/>	
繰延税金資産・負債(△)の純額	△9,782

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)地域経済活性化支援機構	(被所有) 直接 66.7	当社への 事業再生 支援及び 取締役等 の派遣	第三者割当 増資	20,000	-	-
				資金の借入	12,678	長期借入金	12,678
				コミットメン トフィーの支 払	66	-	-

上記取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めています。

(注) 1. 2025年4月30日に親会社になりました。

2. 当社は親会社から役員のパ遣(取締役3名、監査役1名)を受けております。当社と親会社との間に、事業活動上の重要な取引はありません。親会社は、当社に対し、金融機関から買収した貸付債権(12,678百万円)を保有しており、また、極度額を30億円とするコミットメントラインを設定しております。親会社との間で、一部の重要な意思決定事項については親会社の事前承認が必要であることを合意しております。

当社は、親会社による支援を受けつつも、独立社外取締役3名の選任などを通じて、独立した経営判断及び事業活動を行う体制を整備しており、当社取締役会は、親会社との重要取引・行為等が当社の利益を害することはないと判断しております。なお、当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	日本エステル(株)	(所有) 直接 100.0	同社製品の購入、資金の援助、役員の兼任等	同社製品の購入(注) 2 資金の貸付(注) 1	6,340 —	買掛金 関係会社長期貸付金	— 6,642
子会社	ユニチカトレーディング(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売、役員の兼任等	当社製品の販売(注) 2 手形債権の譲受(注) 4 事業及び株式売却代金の預り	6,351 11,799 —	売掛金 営業外受取手形 営業外電子記録債権 預り金	746 40 344 4,434
子会社	大阪染工(株)	(所有) 直接 100.0	資金援助	資金の回収 土地売却代金の預り	2,613 —	— 預り金	— 16,992
子会社	ユニチカグラスファイバー(株)	(所有) 直接 100.0	資金援助等	資金の貸付(注) 1 担保の受入(注) 3	2,818 (注) 1 — (注) 3	関係会社短期貸付金 —	2,143 —
子会社	ユニチカテキスタイル(株)	(所有) (注) 6	資金援助	資金の回収 債権放棄	730 3,223	— —	— —
子会社	P. T. UNITE X	(所有) 直接 81.4	資金援助	資金の貸付(注) 1	—	関係会社長期貸付金	6,370
子会社	P. T. EMBLEM ASIA	(所有) 直接 87.3	資金援助等	資金の貸付(注) 1 利息の受取 債務の保証	— — 71	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 関係会社長期未収入金 —	2,542 9,790 209 —
子会社	BRAZCOT LTDA.	(所有) 直接 100.0	配当金の受取	配当の受取	1,962	—	—

上記取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めていません。

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しています。一部の子会社に対しては金利の減免をしています。
また、ユニチカグラスファイバー(株)の短期貸付金については、極度額を設定し、資金需要に応じて貸し付けています。そのため、取引金額には極度額を記載しています。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しています。
3. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については（貸借対照表に関する注記）の1. 担保資産及び担保付債務に記載のとおりです。
4. 子会社の資金需要にあわせて譲り受けています。
5. 上記取引以外に子会社に対する貸倒引当金繰入額 2,351 百万円を計上しています。なお、子会社に対する引当金の当事業年度末残高は、貸倒引当金 17,361 百万円です。
6. ユニチカテキスタイル(株)は 2026 年 3 月 12 日に清算終了しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 286 円 54 銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 110 円 26 銭 |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社です。

(その他の注記)

(企業結合等関係)

(事業分離及び子会社株式の譲渡)

1. 事業分離

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 スパンボンド不織布事業、産業繊維事業

事業の内容 各種繊維製品の製造・加工及び販売、化学製品の製造及び販売

②事業分離日

2025 年 12 月 30 日

③分離先企業の名称

ユニチカエステル株式会社

④その他取引の概要に関する事項

本事業分離は事業譲渡を目的として実施したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」に基づき、会計処理を行っております。

2. 子会社株式の譲渡

(1) 売却子会社の概要

①売却先企業の名称

セーレン株式会社

②売却した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 ユニチカエステル株式会社

事業の内容 各種繊維製品の製造・加工及び販売、化学製品の製造及び販売

③子会社株式売却を行った主な理由

本件の当該譲渡対象事業は、これまで主に当社岡崎事業所、日本エステル株式会社にて生産を行い、当社の不織布事業部、産業繊維事業部、およびユニチカトレーディング株式会社にて事業運営を行ってまいりましたが、構造的なコスト高の状況、製品のコモディティ化等を背景に、ここ数年、収益の低迷が続いておりました。

今般、基本合意書を締結いたしましたセーレン株式会社から提示頂きました内容を慎重に精査し、同社の総合繊維業にて培われた事業力、技術力や事業運営上の各種ノウハウ等を当該譲渡対象事業の改善に活かして頂ける可能性や、同社およびグループ会社であるKBセーレン株式会社との事業シナジー効果、当該譲渡対象事業に関し雇用も含め全体での承継を前提とした内容であること、また承継に伴い供給網での混乱を最小限に収めることを期待し、総合的に勘案の上、同社への事業譲渡が最適との判断をいたしました。

- ④株式譲渡日
2026年1月1日
- ⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

特別損失（事業構造改善費用） 1,419百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 3,469百万円

固定資産 5,751百万円

その他の資産 0百万円

資産合計 9,220百万円

固定負債 1百万円

負債合計 1百万円

③会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却価額の差額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上しております